

第2回吹田市立南山田市民ギャラリー指定管理者候補者選定委員会 議事録

- 1 開催日時 令和3年9月2日(木) 開会 午後3時00分 閉会 午後5時00分
- 2 開催場所 市役所本庁舎高層棟4階 特別会議室
- 3 次第
 - (1) 選定方法の確認、事前評価の共有等
 - (2) 応募者による事業計画書等の説明、質疑応答
 - (3) 応募者の評価
 - (4) 指定管理者候補者の選定、答申
- 4 出席委員 橋本 行史 委員長 (関西大学政策創造学部教授)
串崎 幸代 副委員長 (千里金蘭大学生生活科学部准教授)
島 成代 委員 (吹田市文化団体協議会副会長)
柳瀬 真佐子 委員 ((特非)市民ネットすいた理事)
井上 寧 委員 (近畿税理士会吹田支部)
- 5 欠席委員 なし
- 6 公開・非公開の別 非公開・公開
理由：吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の第9項第2号、及び吹田市情報公開条例第7条第3号及び第4号の規定による。
- 7 会議進行
(事務局) 【選定方法、事前評価について説明】
(委員長) 評価の考え方について意見交換を行いたい。またプレゼンテーションの質問項目についても事前に整理しておきたい。
(委員) 委託料を市からもらい15年間続けているということだが、ギャラリーの収入については、どういう処理をしているのか。委託料が収入として処理され、委託料の支出が人件費として処理されていることに支障はないのか。
(事務局) 市からの指定管理料は、収入に委託料として記載されている。南山田市民ギャラリーは、受付の人件費程度しか発生していないため、支出がほぼ人件費であることについて支障はない。人件費の内訳については、質疑でお聞きいただければと思う。また施設の使用料は市の収入になるので、利用者が支払ったあと、一度指定管理者が受け取り、そのまま市に納付されるため、収入には入っていない。
(委員) 委託料の人件費については、全て指定管理者で処理してよいということか。

- (事務局) 誰に支払ったか等は、指定管理者で処理をしているが、市に毎年報告がある。モニタリングでも必要であれば聞くことができるため、全く好きにできるということではない。
- (委員長) 特定地域の利便性を図ることについて、委託料として支払うのはどうなのか。地域の人々が管理し、公共的ギャラリーを維持していくことは、先進的な試みであるという捉え方をすれば、もっと進めるべきだという考え方になる。特定地域だけが優遇されていると捉えれば、管理方法について、より低コストにするという考え方もあるので、内容について聞きたい。
- (委員) 提案書がすごくざっくりしており、どこにどう質問を投げられるのか、審査をする上でも悩ましい。方針的なものが書かれているので難しい。
- (委員長) 事業計画書が抽象的な形になっているが、そもそも細かなものが求められているのか。
- (事務局) 今回は公募であり、選定委員会に諮る案件であるので、特定の応募者に対して、資料のブラッシュアップを要求することはできない。応募期間終了後に、更に資料を求めることもできない。事業報告について、例えば、小学生の夏休みの絵の展示等、市への報告としてはあるので、質疑でどのような展示があったかはお聞きいただければと思う。
- (委員長) 事業報告として市に報告されているということであるので、それについての内容を聞くということにする。
- (委員) 15年間続けているとのことだが、なぜ他に応募者がいないのか。
- (事務局) 指定管理料も人件費相当分ぐらいであり、指定管理者がしているのは、簡単な掃除や受付、問い合わせの対応であり、非営利という縛りがある中で、利益が出るわけではなく、小さな施設であるということでも中々手が挙がらないかと思われる。
- (委員長) 整理すると、団体自身がどのような活動をされているかということと、人件費の内訳及び事業計画と事業報告の内容について聞くこととする。

【応募者入場】

- (応募者) **【事業計画書等の説明】**
- (委員長) 南山田地域文化推進協議会は、現在どのような事業を続けているのか。
- (応募者) 山田地区一帯を文化振興の地域としたい。お年寄りの方々は、公民館等で講座や講習を受けたあと、自分でやってみたい、発表の場が欲しいということで、できるだけギャラリーを利用してもらっている。小学校中学校等は、平日に学校に行って自分の子供の作品が見られないが、ギャラリーは365日空いており、休みの日にも来てもらうようにしてもらっている。
- (委員長) 南山田地域文化推進協議会は、地域の代表者の方々の連絡協議会で、具体的な事業として、施設の管理をしているということか。
- (応募者) そのとおり。

- (委員長) 推進協議会自身に別の事業があるというわけではないのか。
- (応募者) 別の事業はない。役員は公民館長等の代表であり、定期的に集まって利用についてお願いをしている。
- (委員) コロナ禍で、昨年から利用自体ができない状況が続いているとのことだが、コロナはこの先もしばらく続く可能性があり、中止ばかりでは施設自体がもったいない。具体的に協議会で、感染予防をしながらどのように使っていくか話し合いがされたか。
- (応募者) 公民館や集会所では、趣味または同好会で活動をされている方が人数制限を受けるため、ギャラリーでも利用できるように連携している。空いている際には、行政の情報や防災防犯等ポスター掲示を行い、見てもらうことを考えている。
- (委員) 単に南山田地域だけを対象とするのではなく、吹田市全域を対象として積極的に情報発信しとあるが、広域で利用してもらうための工夫はされているか。
- (応募者) 市の市報に掲載している。ただ、場所が吹田市と摂津市の境目であり、主は山田地区といった感じがある。ライオンズマンションの中には駐車場が1台程度で、遠くから来てもらうとなると問題がある。公民館長の館長会等でもギャラリーのPRはしている。今までは、吹田まつりの写真展を行ったりしていたが、コロナ対策もあり頭が痛いところである。
- (委員) 思いはあるが、施設の条件等も含めると難しい部分があるということか。
- (応募者) 切り絵などを同好会的にされている方は、岸部の方から来てくれているが、その方も、9月、10月は中止であった。
- (委員長) 提出いただいた事業報告について具体的な内容を教えていただきたい。
- (応募者) 書道や写真等、同好会が行っているものもある。あとは糸糸や工作等色々ある。14日間で2回に分けて違うグループが入っていることもある。
- (委員長) これらは見るときに入館料をとられているのか。
- (応募者) 取っていない。趣味や同好会の方が見て、発表し喜び、評価をしている。
- (委員長) 参加数はわかっているのか。
- (応募者) 参加数も控えて届出を出している。
- (委員長) 書道と写真はわかったが、その他は概ねどのような内容か。
- (応募者) 手芸、切り絵、絵画、折り紙等、色々ある。
- (委員長) 短いとはいえ、結構な期間で、4,000円×日分を払われているが、無償或いはもっと安くしてほしいということもあるのか。
- (応募者) それが一般の方の声である。また、物品販売ができるならする人がいるかもしれない。自分の絵を買ってくれる人がいるとしたら、出す人がいるかもしれない。ただ、ギャラリーの中ではやっていない。
- (委員) 利用者の大半の方が御高齢の方とお聞きしたが、南山田の地域の人たちがよく利用するとなると、乳幼児の子育て中の方等も使えると思うがどうか。
- (応募者) それは今検討をしている。
- (委員長) 運営に困っているような印象を受けたがどうか。

- (応募者) 運営は、市から委託料をもらい行っているので困ってはいない。地域のためということで、協議会を作ったので、そこで何かいるとなった場合は、連合自治会から物を寄付する。
- (委員長) 協議会が応募しなくなれば施設はどうなるのか。
- (応募者) 協議会内で代わりを担う人がいる。ギャラリーが開いている限り、コロナ禍でも覗きに来る方がいるし、小中高生にしても、展示する場所が欲しいという声があるので、閉めることはない。
- (委員長) 事務員のコストは市から出ているため、持ち出しはなく続くということか。
- (応募者) そういうことである。
- (委員長) 補足で説明等はあるか。
- (応募者) 皆、地域のために頑張っているということを考えてもらいたい。

【応募者退場】

— 暫時休憩 —

【採点結果集計表配布】

- (事務局) **【各委員が採点した合計評価点数の平均が60点以上であったため、指定管理者候補者となる基準を満たしていることを報告】**
- (委員長) 「吹田市立市民ギャラリー条例第10条」の規定により、本選定委員会として、採点結果に基づき「南山田地域文化推進協議会」を指定管理者候補者とすることに異議はないか。
- (全委員) 異議なし。
- (委員長) 吹田市立南山田市民ギャラリー指定管理者候補者について当該団体を選定することに決定する。

— 答申書手交 —

- 8 その他事務連絡
事務局から今後の予定について説明

- 9 閉会